

## 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の5第2項
処 分 の 概 要：射撃教習を受ける資格の認定
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
<p>法令の定め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項第2号～第11号、同第3項・第4項（許可の基準）、同第5条の2第1項・第2項、同第4項・第5項（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、同第5条の4第1項（技能検定）、同第9条の5第2項（射撃教習）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条（空気銃又は猟銃を所持しようとする者についての推薦）、同第5条の4（講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第5条の5（政令で定める罪）、同第5条の7（ライフル射撃競技等）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第4条（申請書の様式等）、同第4条の2第1項（申請書の添付書類）</p> <p>暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則</p>
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：